

## 屋久島森林生態系保全地域(世界自然遺産登録地域含む)における「入林届」等の取扱い

### ◆ 屋久島森林生態系保護地域の区分と利用について（面積：15,185ha）

世界自然遺産登録地域 10,747ha（国有林野内の遺産地域の10,236ha）

屋久島は原生的なスギ天然林や照葉樹林帯を有し、各種制度等により生態系と自然景観・環境の保全が担保され、自然環境等の厳正な保存・管理を図る区域である。またこの現状を人為的行為により破壊されることなく次の世代に引き継ぐことが重要な地域である。

保護地域と遺産登録地域等が重複する屋久島における「入林届」等については、下記のとおり取り扱うこととする

	保存地区（9,600ha）	保全利用地区（5,585ha）
基本的管理事項	<b>【取扱方針】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林生態系の厳正な維持を図る区域</li> <li>・原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存地区の森林に外部の環境変化の影響を直接及ばないよ緩衝地帯の役割果たす区域。直接的な森林施業は行わず将来的には天然林への意向を図る。</li> </ul>
	観光利用は、原則として既存の登山道等を利用する（ルールやマナーの徹底）	
	<b>【必要に応じて行うことが出来る行為は以下のとおり】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）生物遺伝資源の利用に係る行為など、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為</li> <li>・非常災害のための応急措置等の行為（山火事消火、復旧措置など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模開発を行わない森林レクリエーションの場としての活用（急激な環境の変化避ける）</li> </ul>

参考：【「入林届」が受理できない場合の例】

注：営利目的以外であっても採集等の現状変更行為については入林手続きが必要です

- ・趣味や個人的な目的で既存の登山道や歩道を外れる入林
- ・出版物やインターネットによる情報公開、放映等の結果、自然環境や安全が脅かされる恐れがある撮影など
- ・レクリエーションの森など国有林野内の場所を占有する場合
- ・営利目的の採集（落葉やコケ類なども含む）で林産物の手続きを取っていない場合
- ・野営（目的に関わらず避難小屋等以外でのテント泊など）
- ・その他（入林するエリアの自然環境等に悪影響を及ぼす恐れがある行為など）